

## 後継者を支援するために

地域に若者が定着する環境とはどのようなものでしょうか。農業者・市町村関係機関が担うべき役割を考えてみました。

### ～担い手を育てる支援体制～

#### 市 町

- ・農家戸数と地区別担い手数の把握
- ・地区内の新規就農・参入者のリスト作成と人材バンク登録
- ・担い手確保対策の中・長期計画樹立
- ・担い手育成対策協議会の設置と運営
- ・新規就農、新規参入の認定式の開催
- ・保育所の内容充実
- ・新規就農・参入者の課題把握と解決策
- ・トレーニングファームの設置

#### 農業委員会

- ・家族協定の作成
- ・農地の適正な委譲手続きと管理指導
- ・法人化の促進と指導
- ・農地の売買と税金関係の指導

#### 研修牧場

- ・研修生の受け入れと座学・実技の研修指導
- ・新規就農の座学・実技の研修指導
- ・別海高校専攻科の座学・実技の研修
- ・視察者・就農希望者の受け入れ案内

#### 学 校

- ・農家子弟の専攻科入学の奨励指導
- ・研修牧場・経営ヘルパーとの連携

#### 農業開発公社

- ・新規参入者に農場リースの貸与売買関係の事務手続き
- ・農場リースの委託管理
- ・農場リースや保有合理化事業の推進
- ・新規就農者の農場リース期間中と売り渡し後の支援

#### 農 業 者

- ・幼少時から、子供に農業のおもしろさを教える
- ・消費者や親族に農業の関わりのある行動を常日頃、意識した生活・行動を心がける（農産物の贈答活用、夏季間に都市住民の受け入れをする）
- ・農業者自身が、農村生活や農業を楽しむ営農・生活をする
- ・農村から都市に、農業の「ゆとり・豊かさ」の情報発信するグループの組織づくりと行動をする



#### 新規参入受け入れ集落の農業者

- ・新規就農・参入者の受け入れ協議会の参加
- ・集落で新規就農・参入者の受け入れ体制の整備（緊急時の難産や飼料調製）
- ・集落住民への紹介・歓迎会の開催
- ・集落活動の理解と協力内容の紹介（集落の役職は3年間は免除等）

#### 指導農業士・農業士

- ・研修牧場の運営支援
- ・就農者・新規参入希望者の研修受け入れ指導
- ・トレーニングファームの酪農技術・経営支援

#### 酪農ヘルパー組合

- ・研修牧場との連携による実習受け入れ
- ・就農希望者の育成

#### コントラクタ利用組合

- ・新規参入者の飼料調製・糞尿処理委託
- ・就農希望者の実技研修の受け入れ

#### 農 協

- ・農家の後継者の有無、リタイアの年次別把握
- ・新規就農・参入者のリスト作成
- ・リース事業手続き
- ・新規参入者の飼料調製などコントラクタの支援
- ・担い手・新規参入者対策の部署の新設

#### 普及センター

- ・酪農技術・経営・施設指導
- ・就農後の組織化と育成指導
- ・新規参入者の就農後の問題点の発掘と整理、解決の窓口連携
- ・トレーニングファームの酪農技術・経営支援

#### 支 庁

- ・根室管内の担い手対策協議会事務局
- ・担い手対策の支援と具体的推進方策樹立
- ・指導農業士・農業士協議会運営支援
- ・道・担い手センターとの連携と対策

#### 根室家畜保健衛生所

- ・家畜衛生と防衛指導
- ・研修牧場の座学学習支援

#### N O S A I

- ・乳房炎や疾病の特別班体制での指導
- ・緊急時での難産等の支援・指導

#### 経営ヘルパー

- ・新規参入者への経営・技術に対し、概ね1年間の実務指導の支援を行う
- ・実務指導上の問題点を整理し、担い手協議会に報告する
- ・トレーニングファームの酪農技術・経営支援

これらの事を総合的にサポートできる体制が整っていることです



# 法人経営でますます楽しく

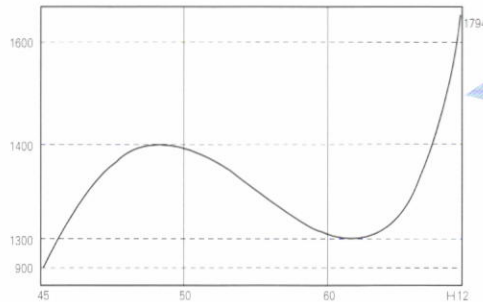
農業法人の設立が増加しています。それは、休暇や労働力の確保、経営の永続的な維持、さらに、家族経営では困難な大規模化や、農畜産物加工などの多角化を目指して行われています。農業をますます楽しくする方法として、法人経営を検討してはどうでしょうか。

## 法人組織の状況

昭和37年の農協法改正により、農業者も法人設立が認められるようになり、当初は主に節税と補助事業導入を目的に設立されました。

平成に入ってから、国際競争に対応して経営の効率化

を目的に設立されています。経営形態では、有限会社が90%を占めています。根室管内でも、法人の設立が増加していますが、有限会社による1戸1法人も多くみられます。



農業生産法人数の推移（北海道）

有限会社	1,617
農事組合法人	170
合資会社	4
合名会社	3
合計	1,794

（H12年1月現在）

表1 根室管内の法人数

組織形態	共同型法人	1戸1法人	合計
農事組合法人	4	0	4
有限会社	8	24	32

根室支庁調べ（H12）

## 農業法人になったら

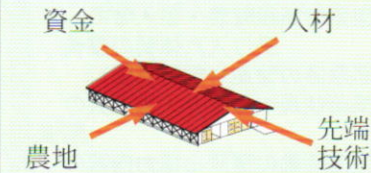
農業法人は、法律に裏づけされた組織です。法人化により、次のような変化が生じます。

### ①経営の主体は組織



構成員（役員）と従業員による組織的な運営になる。明確な意志決定の体制と全員の協力が必要になる。

### ②効率的な農業生産が可能



農地の集約や規模拡大、新技術の導入など、組織的な運営により農業生産が効率化する。

### ③目標が明確になり「元気」になる

法人への参加者、特に女性や後継者の意見が取り入れられ、労働報酬も明確になるため、生産意欲が高まる



### ④経営内容が数字で明確

複式簿記による決算報告が必要。それにより、望ましい営農計画や長期計画が樹立できる。

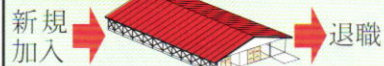


### ⑤就業条件の整備



構成員や従業員は組織で定められた給与を受け取り、安定した生活設計が可能になる。また、休日の設定や厚生年金、医療保険、労災保険、雇用保険、退職金など雇用条件を整備することが出来る。

### ⑥持続した経営が可能



構成員の一部がリタイヤしても、新しい人材を受け入れることにより経営を持続することが可能。設立当初のメンバーが全て引退し、新しい構成員が全て新規参加者になった事例もある。

### ⑦経営展開が柔軟

社会的信用が高くなり、資金の貸付条件や、新技術の導入、雇用の獲得、農地の取得などが有利になる。農畜産物の加工販売や農作業の受託、観光など経営の多角化が可能になる。

農業経営における多面的活動の領域（分野）

区分	農業部門	農業関連部門	非農業部門
経営内活動	作物選択他	農畜産物加工	グリーンツーリズム
	生産活動	ファームショップ（直売所）	民芸品製造など
経営外活動	農作業受託	直売所勤務	臨時農外就労
	オペレーター出役	農畜産加工施設勤務	恒常的農外就労

（北海道地域農業研究所 黒沢不二男）